

砂 川 市 条 例 第 7 号
令和 6 年 3 月 1 3 日

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第1項中「に限る」の次に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第13条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給の範囲及び額については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 前条第2項から第4項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第20条第1項中「に限る」の次に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第20条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給の範囲及び額については、給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第36条第1項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日現在）において、前条の職員が現に受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 砂川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。